

新年あけましておめでとうございます。今年はコロナも収まり皆さんが安心して生活できる年となるよう祈りながら12月1日時点での原稿を書いています。

今号では、国が認定する事業等専門家の支援を受けた経営改善計画等を策定(専門家に対する支払費用の一部を国が負担)する「経営改善計画(通称「ポストコロナ持続的発展計画事業」)」について記載します。

この二つの事業の違いとは!?

まず、405事業は金融機関から新規融資・返済条件の緩和等の金融支援を受けることを目的と

して金融調整を伴う本格的な経営改善計画を作成する事業です。

対して、ポストコロナ持続的発展計画事業は、自己の経営を見直すための資金実績・計画表やビジネスモデル俯瞰図などを用意されています。

表を併せてご覧ください。より明確で分かりやすくご理解いただけます。

## 405事業とは

企業経営力強化支援法に基づき認定された経営革新等支援機関(以下、「※認定支援機関」)に策定支援の協力を依頼(その費用の一部を国が負担します)。上限200万円)し金融機関が求めるレベルの経営改善計画を作成します。その後、融資を受けている金融機関や保証協会が一同に会したバンクミーティングを行い、金融機関の承認を得て金融支援を受けるというもので、この金融支援とは、金利の減免、利息や元金の支払猶予、DDS、債権放棄、借換融資、同額借換(事実上の借入期間の延長を含む)、債務の一本化、新規融資等の金融の貸付実行をいいます。

※認定支援機関とは、「中小企業が、認定支援機関の協力を得て、資金実績・計画表やビジネスモデル俯瞰図といった内容の経営改善計画(前述の通りひな型があります)を策定し、自社の経営を見直すことで早期の経営改善を促すものです。金融機関にも計画を提出しますが、金融支援は無く

# 「税務調査を省略する制度」について

## 税理士蛭田昭史

### 応用編

#### 第30回



参考：中小企業庁 HP  
<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kakushin/kaizen/405.html>

405事業と異なる部分は、条件変更等の金融支援を必要としない簡潔

説明のみです。  
405事業と同様、認定支援機関への費用を国が負担します(上限20万円)。

405事業により、業績悪化に直面している企業は、業績改善を目指し、2022年を復活の年にす

るよう検討ください。  
蛭田昭史税理士事務所、顧問先数700社超で税務調査省略率100%!  
東京都品川区西五反田7の22の17 TOCビル11F、電話03-3490-132177  
ぜひホームページをご覧ください！ [www.hiruta-kaiei.com/](http://www.hiruta-kaiei.com/)

#### 405事業とポストコロナ持続的発展計画事業の主な相違点

項目	経営改善計画策定支援事業(405事業)	早期経営改善計画策定支援事業(ポストコロナ持続的発展計画事業)
金融支援	・条件変更・借換・新規融資等金融支援が必要	・金融支援不要
対象事業者	・財務上の問題を抱える事業者(金融支援が受けられる)	・これまで経営改善計画書を策定したことのない事業者
利用申請時メイン又は準メイン	・メイン又は準メインの申請書への押印または確認書(日本政策金融公庫は確認書)	・申請書への押印または事前相談書(日本政策金融公庫は事前相談書)
利用申請から計画書作成費用支払までの期限	・平成31年1月1日以降の利用申請から2年で失効	・利用申請から1年で失効
計画書の内容	・ビジネスモデル俯瞰図・グループ相関図 ・資金繰り実績表・具体的な施策および実施時期 ・アクションプラン及びモニタリング計画(原則3年程度) ・資産保全表 ・貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算等計数計画(金融支援(条件変更、新規融資等)含む) ・その他必要とする書類	・ビジネスモデル俯瞰図 ・アクションプラン及びモニタリング計画(原則3年程度) ・損益計画書(3年後まで) ・資金繰り実績表(3年程度)
補助費用の総額	・費用総額の2/3(上限200万円)※	・費用総額の2/3(上限20万円)
計画書の金融機関への説明	・原則全ての金融機関へ説明(信用保証協会を含む)	・メイン又は準メインのみ(利用申請時押印または事前相談書発行)
金融機関の計画書に対する対応	・原則全ての金融機関の同意書が必要(信用保証協会を含む)	・金融機関へ説明後、説明を受けた旨の受取書を貰う
モニタリング	・3年間モニタリング必要	・計画策定後1年を経過した最初の決算にてモニタリング1回

※原則、企業規模で上限設定

福岡県経営改善支援センターの公式ホームページより引用、一部作成

<https://www.fukunet.or.jp/keieikaizen/qe/>